

# 平成25年度第7回庁議 会議録

[日 時] 平成25年11月25日(月) 9時～9時40分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長及び各部局長  
消防長は、消防本部総括次長が代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

市議会定例会提出議案について (企画部)

※会派説明報告(企画部、経済部、建設部)

3 連絡事項

(1) 全国「にいはま倶楽部」第1回愛媛交流会について(関係部局)

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の庁議議題にもありますように、12月3日に第5回市議会定例会が開会予定となっております。

また、先週の水曜日から会派説明が始まっており、質疑応答もあったと思いますが、各部局、質問が予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

市長	<p>それでは、議事に入る。最初に企画部、経済部、建設部から会派説明の報告をお願いします。</p>
企画部長	<p>企画部からは、平成25年度12月補正予算の質疑について概要を説明する。</p> <p>まず、総合文化施設建設事業費の財源変更について、合併特例債が減額されているが、減額分は他の事業で使用できるのか。</p> <p>マイバックデザインコンテストについて、以前も同じようなものを行ったのではないかと。その際どこがどのようにお金を払ったのか。</p> <p>公共下水道事業で2億8千万円も減額になったのは、金額が大きい。どこを予定していたのか。大きな幹線を中止したのか。</p> <p>地域おこし協力隊推進費について、具体的にどのような成果を期待しているのか。今後、別子山をどのようにしていくのか。</p> <p>塩の学習館の増額について、今後も今回の塩の学習館と同じようなケースがあれば、このように事業費を増額できるのか。最近、落札不調をいくつか見かけるが、今回のように設計を増額して再度の入札ができるか。</p> <p>子育て支援のシステムについて、独自で構築するくらいの金額ではないか。全国統一であればもう少し圧縮できないのか。全体像がつかめてない中でのパッケージの導入であるが、普通、全体が決まってからシステムの調整をして、導入金額を出すと思うが、今後、導入はないのか。</p> <p>などの質問が出された。</p>
経済部長	<p>経済部からは、「別子山地域の生活交通（別子山地域バス）の運行区間等の一部変更について」報告する。</p> <p>内容としては、現在運行している四国中央市方面便を、平成26年3月末をもって運行を廃止し、平成26年4月から新居浜市街地方面便を2便1往復増便することについての説明を行った。</p> <p>質問内容としては、市民アンケートは、無回答者の比率が高いものとなっているが、もう少し回答率を上げるための実施方法はなかったのかという質問に対し、170枚のアンケートを配布し、70枚ほど回収し、約42%の回収率となったと回答。</p> <p>次に、新居浜市街地方面の増便分の運行時刻の設定は、どのように考えているのかとの質問に対し、現在の早朝便は朝6時45分に別子山地域を出発し、夕方17時40分までバスに乗ることができないので、その間の便を検討していると回答。</p>

	<p>次に、新居浜市街地方面の運行台数は、1日当たり何台になるのかとの質問に対し、1日当たり2台の車両で3往復行うことになる。四国中央市方面便の運行車両を転用して現在の新居浜市街地方面便に追加配備して活用したいと考えていると回答。</p> <p>次に、通学している高校生は何年生が何名いるのかとの質問に対し、通学利用者は2名で、ともに高校1年生であると回答。</p> <p>次に、今後のランニングコストは、どのようになるのかとの質問に対し、四国中央市方面便を廃止して新居浜市方面便を1往復2便増便した場合、予算ベースで約300万円の減額を見込んでいると回答。</p> <p>次に、地域バスの円滑な運行には、ドライバーの地域への精通と利用者との信頼関係が重要と考えているが、現在の受託者との契約期間は何年間で、今までの受託者の変更状況はどのようになっているのかとの質疑に対し、入札により受託業者を決定し、契約期間は1年間となっており、現在の受託者により最近数年間は落札が続いている状況にあると回答。</p>
建設部長	<p>建設部からは、「駅前駐車場の有料化と駅南駐車場の取り組み状況、人の広場と南口広場の整備案、各施設整備スケジュール等について説明を行った。</p> <p>その結果、駅前駐車場については、利用期間を1週間に制限する理由は何か。人の広場については、樹木は何を植えるのか。市樹の楠や市花のツツジを中心に植栽の基本的な考えをまとめるべきではないか。照明灯は太陽光や風力発電だけでは天候の状況で点灯しなくなるときがあるのではないか。南口広場については、駐車場整備を南北自由通路の供用と合わせないのか。駐車場・駐輪場は有料化するのか。収容台数は何台か。そのほか仮設駐輪場にある自転車の対応をどう考えているのか。といった質問や意見があり、今後の整備等で検討すると回答。</p>
市長	<p>次に、「市議会定例会提出議案について」建設部から説明をお願いする。</p>
建設部長	<p>建設部からは、報告2件、一般議案2件、条例議案2件及び追加提出予定の報告2件を説明する。</p> <p>まず、報告第30号及び報告第31号、「専決処分の報告」については、本件は、いずれも「和解について」で、平成25年8月14日、市営住宅の長期家賃滞納者である入居者5人及び連帯保証人8人を被告として、市営住宅明渡等請求の訴えを提起している。このうち入居者2人について、相手方から滞納家賃等を全額一括で支払うことを条件に、賃貸借契約を従来どおり</p>

継続させてほしいとの申出があり、この申出に基づき、訴訟代理人と協議した結果、滞納家賃等の全額支払という最低限の意向が確保されたことから、当該訴訟を取り下げることを含めて、相手方といわゆる裁判外の和解をするため、平成25年9月26日及び10月15日に、それぞれ専決処分をしたので、報告するものである。

次に、議案第70号、「新居浜市公営駐車場の指定管理者の指定」については、新居浜市公営駐車場である西原中須賀駐車場は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、これまで継続して「公益社団法人新居浜市シルバー人材センター」が指定管理者となり、管理運営を行ってきており、指定管理者制度の導入効果については、導入前に比べ管理経費が削減され、一定の効果があったものの、駐車場の使用料収入は年々減少傾向にあるため、今後、公営駐車場としての継続の必要性も含めて検討していく。

以上の経緯を踏まえた上で、今回の選定については、指定期間を平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間とし、公募を実施した結果、「公益社団法人新居浜市シルバー人材センター」の1団体のみ応募ではあるが、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断されたため、引き続き、西原中須賀駐車場の指定管理者に、「公益社団法人新居浜市シルバー人材センター」を指定するものである。

次に、議案第71号、「新居浜市公営自転車等駐車場の指定管理者の指定」については、新居浜市公営自転車等駐車場である新居浜駅前駐輪場は、これまで市が直接、管理運営を行ってきたが、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応し、住民サービスの向上を図るため、平成26年度から指定管理者制度を導入するものである。指定管理者の選定については、民間事業者の発想や手法を活用するため、公募を実施した結果、「公益社団法人新居浜市シルバー人材センター」の1団体のみ応募ではあるが、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の結果、他の施設の管理実績等から適格と判断されたため、新居浜駅前駐輪場の指定管理者に、「公益社団法人新居浜市シルバー人材センター」を指定するものである。

なお、指定期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間を予定。

次に、議案第74号、「新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例」の制定については、平成25年7月3日、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成26年1月3日から施行され、この改正により、従来から法の対象とされていた配偶者からの暴力及びその被害者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴

力及びその被害者についても法の対象とすることとなる。本議案は、法改正の趣旨を踏まえ、交際相手からの暴力の被害者についても、その居住の安定を図り、自立を支援する必要があることから、当該被害者に係る入居者資格を緩和しようとするものである。

なお、この条例は、平成26年1月3日から施行したいと考えている。

次に、議案第76号、「新居浜市駐車場条例」の制定については、本議案は、「駐車場法」に規定する「路外駐車場」である本市の駐車場の管理に関し、同法との整合を図るため、及び「新居浜駅前駐車場」の利用について駐車料金を徴収するため、現行の「新居浜市公営駐車場条例」の全部を改正しようとするものである。

主な改正内容は、まず、題名については、企業性、営利性を有する場合に用いられることが多い「公営」の用語を削り、「新居浜市駐車場条例」に改め、第4条では、駐車場法の規定に基づき、50ccを超え125cc以下の普通自動二輪車が駐車場に駐車することができるよう規定の見直しを行うものである。

次に、第6条では、駐車料金を別表に定める旨を規定し、この別表において「新居浜駅前駐車場」の一時駐車に係る駐車料金を定めるもので、「新居浜駅前駐車場」の駐車料金については、当該駐車場を駅利用者の送迎を主目的とした短時間駐車場と位置付けていることから、駐車時間が30分までは無料。30分を超える場合は、30分を超える30分までごとに100円を徴収するものである。

次に、第12条の「利用期間の制限」から、第16条の「車両の処分」までの規定については、近年、駐車場に車両を放置したまま当該車両を引き取りに現れない、いわゆる「長期滞留車」の問題が全国的に顕在化していることから、当該「長期滞留車」に対し適切な対応を図るため、国からの技術的助言を参考に、必要な手続等について規定するものである。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行したいと考えている。

次に、追加提出予定の報告で、訴訟上の和解については、市営住宅明渡等請求の訴えを提起していた入居者1名及び連帯保証人2名から平成26年3月末を期日として明け渡し、滞納家賃等の分割支払いの申出があり、裁判上の和解をするため、近日に専決処分の予定である。

次に、和解及び損害賠償の額の決定については、平成25年9月30日午前10時40分頃、市道岸の下中通り線、萩生1,419番9地先路上において、東進中の普通自動車は排水柵の鉄蓋上を走行した際、当該鉄蓋が跳ね上がり、車両を損傷した事故に係るもので、現在、和解に向けて交渉中で、和解後専決処分の予定である。

<p>教育委員会 事務局長</p>	<p>教育委員会からは、報告第32号、議案第65号及び議案第66号について説明する。</p> <p>まず、報告第32号、「専決処分の報告」については、「和解について」で、平成25年9月5日、市立幼稚園保育料の滞納者に対して未払保育料等請求の訴えを提起していたが、相手方から当該未払保育料等を全額一括支払いたいとの申出があり、この申出に基づき未払保育料等の全額支払という市の基本的な意向が確保されたことから、当該訴訟を取り下げることを含めて、相手方といわゆる裁判外の和解をするため、平成25年10月23日、専決処分をし、報告するものである。</p> <p>なお、本件については、相手方から未払保育料、督促手数料及び延滞金の合計6万3,600円が支払われ、和解条項が履行されたので、平成25年10月28日に、訴訟を取り下げている。</p> <p>次に、議案第65号及び議案第66号の2件については、指定管理者の指定についてで、まず、議案第65号「新居浜市別子山ふるさと館等の指定管理者の指定」については、「新居浜市別子山ふるさと館」及び「新居浜市別子山市民プール」は、平成23年度から別子校区連合自治会が指定管理者となり、管理運営を行ってきており、別子山地域では、この2施設以外に、現在、市が管理している「新居浜市別子山市民グラウンド」があるが、これら3施設については、近隣にあることから、一体的な管理及び効率的な運営を行うことが出来ること、また、緊急時の対応が可能であることから、今回、現行の2施設に、新たに、「新居浜市別子山市民グラウンド」を加えた3施設について、地元の住民を雇用することなどを要件として公募を行った。</p> <p>その結果、別子校区連合自治会の1団体の応募ではあるが、新居浜市指定管理者候補者選定委員会により審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断され、別子山ふるさと館外2施設の指定管理者に、別子校区連合自治会を指定するものである。</p> <p>なお、指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を予定。</p> <p>次に、議案第66号「新居浜市市民文化センター等の指定管理者の指定」については、新居浜市市民文化センター外16施設は、平成18年度から「財団法人新居浜市文化体育振興事業団」が指定管理者となり、管理運営を行っており、新居浜市文化体育振興事業団は、昭和61年度から文化・体育施設を管理しており、豊富な知識・経験などに基づく高い専門性と、これまで培ってきた実績などから、目的に沿った効果・効率的な管理運営を行ってきており、今回の選定についても、公正かつ透明性を確保すると共に、民間・団体等が有する技術やノウハウを管理運営業務に活用し、利用者ニーズに沿っ</p>
-----------------------	--

<p>福祉部長</p>	<p>た市民サービスの向上や管理経費の縮減が期待できることから、公募の結果、財団法人新居浜市文化体育振興事業団の1団体の公募ではあるが、新居浜市指定管理者候補者選定委員会による審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断され、引き続き、新居浜市市民文化センター外16施設の指定管理者に、「財団法人新居浜市文化体育振興事業団」を指定するものである。</p> <p>なお、指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を予定。</p> <p>福祉部からは、報告第33号、議案第67号及び議案第68号の3件について説明する。</p> <p>まず、報告第33号、「専決処分の報告」については、「損害賠償の額の決定について」で、平成25年10月17日午後1時40分頃、西条市大浜6205番地先路上において、進行方向転換のため後進中の公用車が、道路沿いの畑地に転落し、樹木等を損傷させた交通事故に係る損害賠償の額を決定し、平成25年11月12日、専決処分をしたので、報告するものである。</p> <p>損害賠償の額については、当事者との協議及び日本興亜損害保険株式会社の査定により、畑地の復旧に要する費用、「16万5,680円」と決定いたしましたものである。</p> <p>なお、損害賠償の額については、全額、日本興亜損害保険株式会社から、一般自動車総合保険により、支払われる予定となっている。</p> <p>公用車の運転については、平素から安全運転及び交通法規の遵守の徹底について、職員に指導しているところであるが、今後なお一層の安全運転の励行について、周知徹底を図るとともに、強く指導を行う。</p> <p>次に、議案第67号及び議案第68号については、新居浜市総合福祉センター及び同別子山分館並びに新居浜市障がい者福祉センターは、どちらも平成18年度から指定管理者制度を導入しており、これまで継続して「社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会」が指定管理者となり、管理運営を行ってきている。</p> <p>指定管理者制度の導入効果については、まず、総合福祉センター及び同別子山分館は、民間の専門技術を生かした事業を充実させるとともに、利用者の増加に努めており、満足度調査においても利用者の方から良い評価を得ている。</p> <p>次に、障がい者福祉センターについては、社会福祉士等の専門職員の配置により、きめ細かいサービスが提供されるとともに、地域との交流を図りながら、障がい者の社会参加促進等に取り組み、障がい者福祉の拠点施設とし</p>
-------------	--

<p>総務部長</p>	<p>て大きな役割を果たしており、両施設ともに一定の効果があったものと考えている。</p> <p>今回の選定についても、前回と同様、指定管理者制度本来の趣旨に従い、それぞれ公募を実施した結果、「社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会」の1団体のみ応募ではあったが、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断されたため、引き続き、新居浜市総合福祉センター及び同別子山分館並びに新居浜市障がい者福祉センターの指定管理者に、「社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会」を指定するものである。</p> <p>なお、指定期間はどちらも平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を予定。</p> <p>総務部からは、報告第34号及び議案第73号並びに追加提出予定の人事議案について説明する。</p> <p>まず、報告第34号、「専決処分の報告」については、「損害賠償の額の決定について」で、平成25年10月2日、黒島二丁目4番の太陽光発電所において、公用車が移動のため後進した際、相手方の太陽電池モジュールのフレームに接触し、破損させた事故に係る損害賠償の額を「5万5,650円」と決定し、平成25年11月15日、専決処分をしたので、報告するものである。</p> <p>なお、損害賠償の額については、全額、日本興亜損害保険株式会社から、支払われる予定となっている。</p> <p>次に、議案第73号、「新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」の制定については、今回の改正は、国の平成25年度税制改正による「地方税法」の一部改正に伴うもので、本年3月に専決処分した事項以外のものについて、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>主な内容は、まず、第34条の7「寄附金税額控除」及び附則第7条の4「寄附金税額控除における特例控除額の特例」については、平成25年から復興特別所得税が課されているが、ふるさと寄附金を行い、所得税の寄附金控除の適用を受けた場合には、復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る個人住民税の寄付金税額控除のうち、特例控除額の算定について見直しを行おうとするものである。</p> <p>次に、第47条の2「公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収」については、これまで、公的年金から特別徴収されている者が市外に転出した場合には、システム上の制約から特別徴収を停止し、普通徴収に切り替えることとされていたが、今回の改正により、一定の要件の下、特別徴収</p>
-------------	--



を継続しようとするものである。

次に、第47条の5「年金所得に係る仮特別徴収税額等」については、公的年金等受給者の年金支給額や所得控除の変化等に伴い、年税額が前年よりも大きく変動した場合には、本徴収額と仮徴収額に差が生じることとなり、極端な場合には、仮徴収額が年税額を超えてしまい、還付が必要なケースも生じていることから、仮特別徴収税額の算定方法について見直しを行い、年間の徴収税額の平準化を図ろうとするものである。

次に、附則第16条の3「上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例」については、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき一定の特定公社債の利子等について、当該納税義務者が申告した場合には、市民税の所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税を行おうとするものである。

次に、附則第19条「一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例」及び附則第19条の2「上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例」については、現行の株式グループと債権グループとに分けて課税方式を定めているものを、今回の改正により、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組し、それぞれ100分の3の税率による分離課税を行おうとするものである。

なお、この条例中、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直しについては、平成26年1月1日から、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しについては、平成28年10月1日から、金融所得課税の一体化の拡充に関する部分については、平成29年1月1日から、それぞれ施行したいと考えている。

次に、追加提出予定の人事議案のうち、まず、新居浜市監査委員の選任については、仙波教夫氏の任期満了に伴い、新たに監査委員の選任を必要とするため、議会の同意を求めるものである。

次に、新居浜市固定資産評価審査委員会の委員の選任については、神野和彦氏 及び大西宏明氏の任期満了に伴い、新たに委員の選任を必要とするため、議会の同意を求めるものである。

次に、新居浜港務局委員会の委員の任命については、杉崎 桂氏の辞任に伴い、新たに委員の任命を必要とするため議会の同意を求めるものである。

最後に、人権擁護委員の候補者の推薦については、野口敦子氏の辞任 並びに高橋正明氏 及び神野隆義氏の任期満了に伴い、新たに委員の候補者の推薦を必要とするため、議会の意見を求めるものである。

<p>企画部長</p>	<p>企画部からは、議案第64号、新居浜港務局督促手数料及び延滞金に関する規程の承認については、地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合等が改められたことに伴い、新居浜港務局の収入に係る延滞金の割合の特例について見直しを行うもので、規程の改正については、新居浜港務局委員会定例会において議決されており、港湾法第44条の3第3項に手数料及び延滞金の徴収に係る港務局の規程については、議会の承認を受けなければ、その効力を生じないと規定されていることから、議会の承認を求めるものである。</p> <p>改正の影響については、新居浜港務局の収入に係る延滞金等については、従前から新居浜市の市税と同じ取扱いを行っていることから、影響はないものと考えている。</p> <p>また、今回の改正により、今後、市税に係る延滞金等の取扱いに変更が生じた場合でも、直ちに対応することが可能となり、市民に対する負担の公平性が担保されるものと考えている。</p> <p>なお、この規程は、公布の日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案第77号から議案第82号までの予算議案6件について説明する。〈平成25年度12月補正予算案の概要に沿って説明〉</p> <p>今回の補正予算は、森林そ生緊急対策事業等の公共事業をはじめ、国体関連施設整備事業等の単独事業のほか、地域おこし協力隊推進費等の施策費、道路橋りょう災害復旧費等の災害復旧費及び経常経費について予算措置するもので、2億8,179万1千円を追加し、補正後の予算総額を480億3,558万1千円とするものである。これを前年度同期比で、3億8,416万9千円、0.8%の減となっている。</p> <p>特別会計については、渡海船事業特別会計など5つの特別会計の補正となっている。</p> <p>次に、一般会計補正予算の主な事業について説明する。</p> <p>まず、公共事業で、「総合文化施設建設事業」については、事業費・年割額は変更せず、期間のみを変更する継続費の補正及び、社会資本整備総合交付金の補助率かさ上げによる財源補正である。</p> <p>次に、「森林そ生緊急対策事業」は、愛媛県森林そ生緊急対策事業を活用した、木材加工流通施設等整備に係る補助金を追加するものである。</p> <p>公共事業費は、これらにより1億4,775万円の追加となっている。</p> <p>次に、単独事業では、「国体関連施設整備事業」は、えひめ国体のセーリング種目開催のために、マリンパーク新居浜に整備する常設斜路について、計画を見直したことによる追加で、これらにより単独事業費は、2,580万1千円を追加するものである。</p>
-------------	---

<p>市民部長</p>	<p>次に、施策事業では、「ふるさと応援寄附金推進費」は、寄附件数の増加に伴い不足するお礼の品の特産品発送業務委託料などを追加するものである。</p> <p>次に、「地域おこし協力隊推進費」については、平成26年度に地域おこし協力隊2名を委嘱するための、募集等に係る経費を追加するものである。</p> <p>次に、「障害者自立支援給付費」については、利用者数が増加したことによる介護給付費等の増加により、扶助費等を追加するものである。</p> <p>次に、「企業立地促進対策費」については、平成25年度の奨励金対象事業の見込み額が確定したため、必要な補助金を追加するものである。</p> <p>施策費については、これらの事業で、2億2,325万7千円を追加するものである。</p> <p>次に、経常経費では、「過年度支出金」のほか、国民健康保険事業特別会計など5つの特別会計への繰出金や、給与減額措置等による人件費の補正等で、1億8,533万円を減額するものである。</p> <p>災害復旧事業費については、平成25年9月4日の台風17号などにより被災した公共土木施設等の復旧を行うもので、7,031万3千円を追加するものである。</p> <p>これらを賄います財源は、国庫支出金、県支出金、諸収入等の特定財源を充当し、財政調整基金等の繰入金及び市債を減額するものである。</p> <p>債務負担行為については、平成26年4月から新たに指定管理者に管理委託するための、総合福祉センター管理委託料ほか6件及び、環境活動促進費（マイバッグデザインコンテスト募集事業）について、債務負担行為を設定するものである。</p> <p>特別会計については、渡海船事業特別会計は、給与減額措置等による人件費について予算措置するもので、403万9千円の減額である。</p> <p>次に、公共下水道事業特別会計は、給与減額措置等による人件費、及び建設費等について予算措置するもので、2億9,219万1千円の減額である。</p> <p>国民健康保険事業特別会計は、給与減額措置等による人件費及び保険給付費について予算措置するもので、117万2千円の追加である。</p> <p>介護保険事業特別会計は、給与減額措置等による人件費、及び償還金について予算措置するもので、1,383万7千円の減額である。</p> <p>後期高齢者医療事業特別会計は、給与減額措置等による人件費について予算措置するもので、209万5千円の減額である。</p> <p>市民部からは、議案第69号、新居浜市立女性総合センターの指定管理者の指定について説明する。</p>
-------------	---

経済部長	<p>新居浜市立女性センター及び新居浜市立働く婦人の家の指定管理者は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、これまで継続して「財団法人新居浜市文化体育振興事業団」が指定管理者となり、管理運営を行っており、今回、女性センター及び働く婦人の家の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって終了となることから、公募を実施した結果、財団法人新居浜市文化体育振興事業団の1団体のみ応募ではあるが、新居浜市指定管理者候補者選定委員会による審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断されたため、引き続き、新居浜市立女性センター及び新居浜市立働く婦人の家の指定管理者に、財団法人新居浜市文化体育振興事業団を指定するものである。</p> <p>なお、指定期間はどちらも平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を予定。</p> <p>経済部からは、議案第75号、「新居浜市別子山地域バス運行条例の一部を改正する条例」の制定について説明する。</p> <p>新居浜市別子山地域バス路線のうち、別子山支所前停留所から三島駅停留所までの路線については、せとうちバスの川之江・三島・別子山線の廃止を受け、その代替手段として平成22年5月1日から運行を開始しているが、その代替手段としての運行期限が運行当初から平成25年度末までであることから、別子山支所前停留所から三島駅前停留所までの路線を廃止するため、条例の一部改正を行うものである。</p> <p>改正の内容としては、第2条第1項の表から該当の運行区間を削除するものである。</p> <p>なお、この条例は、平成26年4月1日から施行したいと考えている。</p>
------	---

<p>連絡事項</p> <p>全国「にいはま倶楽部」第1回愛媛交流会について（関係部局）</p>	
市長	<p>「全国「にいはま倶楽部」第1回愛媛交流会」について、私の方からお願いです。</p> <p>全国「にいはま倶楽部」については、これまで全国の会員様との交流を図るため、年1回、大阪、東京にて交流会を実施してきましたが、今回、初めて松山を中心とする県内在住の方の組織づくりを行い、第1回目の交流会を開催する。各部局長におかれましては、当日、送迎バスも用意するので、積極的な参加をお願いします。</p> <p>日時は、資料にありますように、1月17日（金）19時から東京第一ホテル松山にて開催予定で、松山の銀行関係、報道機関、スーパー関係、県庁職員などに出席いただきます。</p> <p>他にないようでしたら、これで第7回庁議を終了する。</p>